# 平成28年度 入札監視委員会議事概要 海上自衛隊大湊地方隊

開催日及び場所	平成28年6月21日(火) 北海道防衛局	4F第1会議室
委員	阿座上委員長(地域経済研究所 理事長) 神谷委員(札幌医科大学 客員教授) 菊地委員(北海商科大学 講師) 津田委員(弁護士)	(50音順)

## 防衛名発注機関が締結する契約に関する衆議

海上白街隊大湊地古隊

Ⅱ 防衛省発注機関が締結する契約	りに関する審議		海上自衛隊大湊地方隊			
1 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)						
抽出件数	総件数10件	・海上自衛隊担当者から、契約状況の説明				
一般競争	6件					
指名競争	1件		) 抽面した 1 0 件の概要について			
随意契約	3件					
	意見・	質問	回 答			
○委員からの意見・質問	【抽出案件:函館	<b>官基地隊</b> 】				
○ てれに対する凹合等 	<ul><li>○それに対する回答等</li><li>[売買:複合清缶剤 外]</li></ul>					
	・過去5年、1者。 となっている背景		・同等品を認めているものの、応 札者製のボイラーに使用するもの であり、他社では取扱いが困難で あると考える。			
	・同等品は存在す	るのか。	・類似品は存在するが、その場合 ボイラーの自動運転ができないた め、現時点では同等品は確認でき ていない。			
	うことは、一般競 該当しない。この	争入札の概念に 場合は一般競争	・純正品のみを認めているのではなく、ボイラーの自動運転が可能な製品であれば参加が可能であるため、一般競争入札としている。			
		原則であるとは 在しないのであ	・新規参入業者等のことを考慮し つつ検討していく。			

あるか。

・随意契約とした場合メリットが・官側としては、公告期間等が短 縮できるメリットがあるが、安易 |に1者しかいないとして随意契 約の理由とした場合、公平性を阻 害する恐れがあることから、出来 る限り公募を実施することとし ている。

ではないか。

・安易に随意契約とすると問題が・一般競争を実施した結果をもと |あるが、この場合は事実上同等品||に同等品がないといえるが、状況 がないことが確認されているのは日々変化しているため、同等品 がないという確証が得られない のが現状である。

- 一般競争にこだわりすぎている・了解した。 気がする。随意契約が可能である か今後の問題として検討いただ きたい。
- ・過去5年以上の実績はあるの・5年以上前のデータはないが、 か。
- 製品は以前から使用しているた め、状況は変わらないと考える。
- |が変わっているが、内容は変わっ|の変更があり、調達数量は変動し ていないのか。

・過去5年間の実績では予定価格・27年度から製品(複合清缶剤) ている。

#### [売買:コピーキット 外 コピーキット ]

- どこの製品か。
- 株リコーの製品である。
- ・毎回同じ業者が落札している理・契約相手方に確認したところ、 由はなにか。
  - 代理店(ランク)によって、仕入 価格が安いこと等が要因と考え られる。
- ことから競争性が損なわれる恐を検討している。 れもあり、競争性の確保に問題が ある。
- ・コピーキットは、機械さえ入れ・これについては、中央一括契約 れば保守を優先的に受注できるにより、保守内容を含めた借上げ

#### 「役務:ビルジの処理]

業者が過去4年間全て辞退して艇からビルジ船を使用して収集 おり、更に落札率が高いのは。

・過去の入札状況によると、同じ・他業者に確認したところ、掃海 するため、設備的な問題から対応 可能な業者が少なく、専ら別の契 約に専従しており、契約に応じる 余力がないとのことである。

・一般競争をしていて落札率が高・今回は競争性を高めるために、 ていないのでは。

いというのは、競争原理が作用し一般競争としたが、予定価格の算 定に更なる工夫が必要な部分も あるため、ご指導を踏まえ検討し ていきたい。

・函館地区には2者しかいないの・官側の確認ではそのようになっ か。

ているが、新規業者、他地区から の参加を期待し、一般競争を実施 した。

## |「役務:ロイズ船名録(インター ネット)の閲覧]

の閲覧とはどのような役務か。

・ロイズ船名録 (インターネット) ・船舶の識別に必要な情報や現在 位置、目的地などの航行記録をイ ンターネットにより閲覧できる ようにする役務である。

- •Web上のサービスの権利を買・そうである。 うという内容で業者による設定 まで含まれるのか。
- ・年度により金額が違う理由は。・その年により情報提供料が異な るためである。
- ・情報提供料はどこが決めるの・ロイズである。 か。
- ・毎年の一件ごとの単価が異なる・年間の利用料である。船舶の現 のか。
  - 在位置、行動予定等を含んでため 情報料に差異があるのではない かと考える。

- なにか。
- ・契約業者が切り替わった理由は・前者が代理店を辞め、現在の契 約業者が代理店となったためで ある。
- ・北海道内では、代理店はここだ・そうである。 けか。
- ・契約業者が現地に赴き設定等を・検討する。 しないのであれば、北海道地区に 限定せず入札が可能ではないか。 アカウントとパスワードの設 定だけであれば、官側で対応が可 能であるのでは。

## [役務:松前警備所空気調和装置 N-HD-21B等点検及び保 守]

- ・23年度以前の実績はないの・実績はあると考えるが、記録は か。
  - ない。
- が強かった理由は。
- ・26年度まで受注していた業者・理由は不明である。ただし、業 者に確認したところ27年度入 札より、対象機器が古く部品等の 入手が困難であるとの理由で入 札参加していない。
- ・機器のメーカーが受注者ではな・メーカーはダイキン工業㈱であ いのか。
  - る。
- 達できるということか。
- ・今回受注した業者は、部品を調・まだ部品等の在庫を持っている と聞いている。
- ・26年度までの落札率が80~・業者が変わったことに加え、建 00%となった理由は。
- 90%となっているのに、今回1|築保全業務積算基準及び建築保 全業務労務単価の公表資料をも とに算定したためと考える。

- ・予定価格としては、公表基準に・見積や実績が下回れば、それが 則り作成しなければならないた下限となる。 め、下限が決まるということか。
- ・この地域に冷暖房機器の保守点・函館地区を含めると相当数ある 検をする業者は、どの程度あるのかと考える。
- 入札参加者が少ないのは、場所・多少は影響していると考える。 の影響があるのでは。
- ・空調機器であれば、ある程度の・確認する。 技術があれば代替品を作成可能 では。

# [役務:函館基地隊本部LRC-3 1 B無線機定期修理]

- いるのか。
- ・予定価格はどのように作成して・実績や業者からの見積を考慮し て作成している。ただ、2者のう ち1者は本社が横浜にあるため、 割高な見積となっている。
- 2者しか扱えないのか。
- 特殊な案件ではないと思うが、一・公募を行ったところ応募したの が2者であった。
- のか。
- ・無線機のメーカーは、扱えない・メーカーは㈱日本無線であり、 取扱うことは可能かと考える。
- ・横浜にある会社について、函館・確認する。 にある営業所が対応するのであ れば、競争になるのではないか。

#### 「役務:産業廃棄物の処理]

- ているか危惧されるが、確認してしている。 いるのか。
- ・落札率が低く、適法に処理され・マニフェスト関連により、確認
- 紙ベースだけでなく、少なくと検討する。 も1回は実際の作業を現地で確 認した方が良いのではないか。

#### [役務:松前警備所発動発電機N -PU-146定期修理]

- ・参加者は1者しかいないのか。 ・ 公募により、応募が1者のみで
  - あった。
- ・1者しか応募しないのか。ほか・㈱日立製作所の製品のため、全 の会社ではできないのか。
  - く1者しかできないとはいえな いと考えている。

#### 「売買:コピーキット コピーキット 1

- ・使用するコピー機のどこの製品・コニカミノルタ㈱及び京セラ㈱ か。
  - の製品である。
- がこの理由は。

・京セラ㈱の製品について、23・23年度は初回調達のため、複 年には随意契約に複数者が参加数者に見積合せの依頼を行った し、それ以降は1者となっているものの、道南地域の京セラ㈱の代 理店は契約相手先のみであった。

## 「工事:松前警備所白神支所屋根 防水等補修]

- ・再度公告とした理由はなにか。・予定価格に達しなかったため、
  - 契約不調となったものである。
- ・初回と2回目の入札時の参加者・同じである。 は同じか。
- ・再度公告時に2者には参加を促・実施した。 したのか。
- いるのか。
- ・予定価格はどのように作成して・実績や業者から見積を考慮し、 積算基準により積算している。
- ・再度公告の予定価格が、初回の・入札結果を考慮して、予定価格 入札金額と同額なのはなぜか。
  - の見直しを行い、応札価格を参考 としたためである。
- か。
- ・応札した2者の所在地はどこ・1者は松前町、もう1者は函館 市である。

・この工事は、専門工事であれば、・この工事は防水工事のほか屋根 業法上、入札にゼネコン業者は参の葺き替え工事等も含んでいる 加できないが、その辺の確認はしため、専門工事ではないことを確 ているのか。 認している。 ・発注の際には、一式工事か専門・検討する。 工事か判るように、工事名に注意 する必要がある。 これからは老朽化が進み補修 や改築等も発注すると考えられ ることから、一式工事か専門工事 か判るように工事名に注意され たい。 委員会による意見の具申又は 特になし。 勧告の内容